

# 平成30年度第2回日光市総合教育会議次第

日 時：平成30年11月19日（月）午後2時00分～

場 所：本庁3階 正庁

## 1 開会

## 2 市長あいさつ

## 3 会議の運営事項について 参考1～3

## 4 議題

(1) 平成31年度教育関連事業の概要について 資料1

## 5 報告事項

(1) 小中学校の適正配置の進捗状況について 資料2

(2) 日光市長期財政の収支見通しについて 資料3

(3) 文化会館等施設の方向性について 資料4

## 6 その他

## 7 閉会

日光市総合教育会議構成員名簿

機 関	役 職	氏 名	備 考
市長部局	市長	大 嶋 一 生	
教育委員会	教育長	齋 藤 孝 雄	
教育委員会	教育委員 (職務代理者)	高 井 孝 美	
教育委員会	教育委員	手 塚 美智雄	
教育委員会	教育委員	池 田 由美子	
教育委員会	教育委員	藤 本 亮 純	
教育委員会	教育委員	速 水 茂 希	

## 【参考1】

### 日光市総合教育会議設置要綱

#### (設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

第1条の4第1項の規定に基づき、当市の教育の振興に資するため、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 総合教育会議は、次に掲げる事項の協議及びこれらに関する次条に規定する構成員の事務の調整を行う。

- (1) 当市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱の策定に関すること。
- (2) 本市の教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策に関すること。
- (3) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置に関すること。

#### (構成員)

第3条 総合教育会議は、市長及び日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）をもって構成する。

#### (招集)

第4条 総合教育会議は、市長が招集する。

- 2 教育委員会は、その権限に属する事務について協議する必要があると思料するときは、市長に対し、協議すべき具体的事項を示して、総合教育会議の招集を求めることができる。

#### (意見聴取)

第5条 総合教育会議は、第2条の協議を行うに当たって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者から、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

#### (会議の公開)

第6条 総合教育会議は、公開するものとする。ただし、個人の秘密を保つため必要があると認めるとき、又は総合教育会議の公正が害されるおそれがあると認めるときその他公益上必要があると認めるときは、この限りでない。

#### (議事録)

第7条 市長は、総合教育会議の終了後、遅滞なく、その議事録を作成し、これを公表するよう努めるものとする。ただし、前条ただし書の規定により、総合教育会議を公開しなかった場合においては、公表しないものとする。

(調整結果の尊重)

第8条 市長及び教育委員会は、総合教育会議において事務の調整が行われた事項については、その調整の結果を尊重しなければならない。

(事務局)

第9条 総合教育会議の事務局は、総合政策部総合政策課に置く。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議が定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月20日から施行する。

## 【参考2】

### 日光市総合教育会議運営要領

#### (目的)

第1条 この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4第1項の規定に基づき設置する日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の円滑な運営に関し、法第1条の4第9項の規定により必要な事項を定めるものとする。

#### (開催時期)

第2条 総合教育会議は、原則として毎年6月及び11月を目途として開催するものとする。

2 市長は、前項のほか必要に応じて総合教育会議を開催することができる。

#### (招集)

第3条 市長は、総合教育会議を招集しようとするときは、議事日程を作成し、開催日7日前までに日光市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合又はこれによらない特段の事情がある場合においては、この限りでない。

2 教育委員会は、前項の規定により通知を受けたときは、招集の当日指定の時間までに指定の場所に参集しなければならない。この場合において、招集に応じることができないときは、その理由を付して総合教育会議の開会前までに市長に届け出なければならない。

3 市長は、法第1条の4第4項の規定により、教育委員会から招集の請求があったときは、速やかに総合教育会議を招集するものとする。

#### (会議)

第4条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）は、法第1条の4第2項の規定による構成員（以下「構成員」という。）のうち、市長及び教育長のほか2名の出席で成立するものとする。ただし、緊急を要する場合においては、市長及び教育長の出席で成立するものとする。

2 前項ただし書の規定により、市長及び教育長の出席により会議を実施したときは、当該会議内容を速やかに他の構成員に知らせなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書の規定に該当すると認められる場合において会議を公開しないときは、市長又は構成員の発議により、出席者の3分の2以上の承諾が得られた場合は公開しない。

4 会議は、市長が議事を進行するものとする。

#### (議事録)

第5条 法第1条の4第7項の規定により作成する議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席者の職及び氏名
- (3) 議題及び議事の要旨
- (4) その他市長が会議に諮って必要と認めた事項

2 議事録には、会議で決定した構成員2名が署名しなければならない。

3 法第1条の4第6項ただし書による場合であって、前条第3項ただし書の規定により公開しない決定がされた会議の議事録は、公表しないものとする。ただし、一定の期間を経過後に公表することができると思えられる内容の議事録である場合においては、総合教育会議において公表しない期間を定め、期間の到来を待つて公表することができる。

4 総合教育会議は、前項ただし書の規定による公表しない期間について延長をする必要があると認めるときは、これを延長することができる。

(関係者等の出席)

第6条 総合教育会議は、会議の議事に必要と認めるときは、関係者、学識経験者又は職員を出席させることができる。

(周知・公表)

第7条 総合教育会議の開催については、第3条第1項の規定による教育委員会への招集の通知にあわせて日光市公式ホームページにおいてその内容を周知するものとする。

2 議事録の公表は、第5条第3項の規定により公表しないとされたものを除き、市長が議事録を調整後速やかに日光市公式ホームページに掲載することによって公表するものとする。

(事務局)

第8条 総合教育会議の運営に関する事務は、総合政策部総合政策課において処理する。

(その他)

第9条 この規定に定めるもののほか、総合教育会議の運営に関し必要な事項は、総合教育会議の協議により別に定める。

附 則

この要領は、平成27年5月29日から適用する。ただし、第3条の規定は、この要領の適用前において招集する会議の招集から適用する。

附 則

この要領は、平成28年6月28日から適用する。

附 則

この要領は、平成29年6月26日から適用する。

## 【参考3】

### 日光市総合教育会議傍聴基準

(趣旨)

第1条 この基準は、日光市総合教育会議（以下「総合教育会議」という。）の傍聴に関して必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の受付)

第2条 総合教育会議の会議（以下「会議」という。）を傍聴しようとする者は、会議当日受付で会議傍聴受付簿に必要事項を記載するものとする。

2 傍聴の受付は、会議開始10分前までに行うものとする。ただし、会議開始10分前に、傍聴しようとする者が次条に定める定員に満たない場合は、この限りでない。

3 傍聴することができる者は、先着順とし、傍聴の受付が次条に定める定員になりしだい当該受付を終了する。

(傍聴人の定員)

第3条 傍聴人の定員は、10人とする。

2 前項の規定にかかわらず、総合教育会議は、会議の開催場所の規模等を勘案して傍聴人の定員を定めることができる。

(傍聴席以外の構成員席等への入場禁止)

第4条 傍聴人は、いかなる理由があっても傍聴席以外の構成員席等へ入ることができない。

(傍聴することができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、棒、その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章（報道関係者が着用する腕章は除く。）、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者（事前に市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器を携帯している者
- (6) 酒気を帯びている又は酒気を帯びていると認められる者
- (7) 異様な服装をしている者



- (8) その他会議を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者
- 2 総合教育会議は、必要と認めたときは、傍聴人に対し、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを係員に質問させることができる。
- 3 総合教育会議は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、総合教育会議の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の順守事項)

第6条 傍聴人は、傍聴に当たり、静粛を旨とし、次の事項を順守しなければならない。

- (1) 拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等会議を妨害しないこと。
- (3) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画、録音をしないこと。ただし、あらかじめ総合教育会議の許可を受けた場合は、この限りでない。
- (5) 携帯電話等の無線機器を使用しないこと。
- (6) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第8条 傍聴人がこの基準に違反するときは、総合教育会議は、係員をして、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

- 2 傍聴人は、日光市総合教育会議運営要領第4条第3項の規定により、総合教育会議を非公開とする場合は、速やかに退場しなければならない。

(報道関係者の取扱い)

第9条 報道関係者は、第2条及び第3条の規定に係らず、公開の会議を傍聴することができる。ただし、所属のわかる腕章を着用するものとする。

- 2 第4条から第8条までの規定は、報道関係者が公開の会議を傍聴する場合に準用する。この場合において、「傍聴人」とあるのは「報道関係者」と、「傍聴席」とあるのは「報道関係者席」と読み替えるものとする。

附 則

この基準は、平成27年5月29日から適用する。

平成30年度第2回日光市総合教育会議出席者（説明員ほか）

部局	課名	役職名	氏名	備考
総合政策部		部長	安西 義治	
行政経営部		部長	近藤 好	
〃	財政課	課長	久保 吉幸	
〃	〃	係長	斎藤 良介	
〃	管財課	課長	神保 卓也	
〃	管財課公共施設マネジメント推進室	室長	星 広仁	
〃	〃	副主幹	斎藤 朋子	
教育委員会		次長	川田 盛雄	
〃	教育総務課	課長	鶴見 英明	
〃	〃	課長補佐	河合 千鶴子	
〃	学校教育課	課長	伊東 剛	
〃	〃	副参事	岡本 一穂	
	生涯学習課	課長	川村 多喜男	
	文化財課	課長	斎藤 信義	
	スポーツ振興課	課長	村上 修一	
〃	中央公民館	館長	沼尾 洋克	
	日光公民館	館長	舘 広志	
	藤原公民館	館長	山口 秀明	
	足尾公民館	館長	吉澤 幸雄	
	栗山公民館	館長	山越 收	
事務局	総合政策課	課長	鈴木 和仁	
〃	〃	課長補佐	高村 光康	
〃	〃	副主幹	和田 直樹	
〃	〃	主任	中澤 美咲	

## 平成31年度教育関連事業の概要について(案)

## 基本目標1

生涯にわたり主体的に学ぶ、次代を創る心豊かな人づくり・地域づくり

市民一人ひとりが、生涯にわたり多様な学習機会を享受できる体制・環境や、ふるさと日光の歴史・文化・環境等を学び、愛着を持つ学習機会を整えるとともに、学習成果を適切に生かすことのできる社会の実現を図ります。そして、生涯学習活動を通じたひとつづくりや地域づくりを進めます。

また、特に、青少年においては、次世代を担う大切な存在であることから、心身ともに健やかに成長し、社会的に自立した個人として成長できるよう支援するとともに、青少年の健全育成に向けた環境づくりに努めます。

## 主要事業

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①推進体制の充実	○生涯学習・公民館等連絡会の開催（生涯学習課）
②生涯各期における生涯学習の充実	○生涯学習情報紙発行事業（生涯学習課）
③地域ぐるみで子どもを育てる体制整備の支援	○学校支援ボランティア活動推進事業（生涯学習課）
④市民主体の学習機会、学習成果の活用機会の提供	○日光学まつり・生涯学習フェスタ開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○ふるさと学習・体験事業（生涯学習課）
⑤地域づくり・まちづくりに取り組む人材育成	○日光学・わがまちきらり発見隊開催事業（生涯学習課・各地区公民館） ○地域コーディネーター養成事業（生涯学習課）
⑥青少年育成団体の支援・指導者等の養成	○子ども会・PTA等の活動支援事業（生涯学習課・各地区公民館）
⑦青少年活動の推進	○青少年北海道体験研修事業（生涯学習課） ○青少年リーダー養成・活動体験事業（生学・日公・藤公）
⑧青少年を取り巻く環境の健全化	○少年指導委員街頭指導事業（生涯学習課・各地区公民館） ○少年指導委員特別指導事業（生涯学習課・各地区公民館）

**基本目標2****一人ひとりの人権が尊重される明るく住みよい社会の実現**

「一人ひとりが個人として尊重される社会」、「機会の平等が保障され、一人ひとりの個性や能力が発揮できる社会」、「一人ひとりの多様性を認め、ともに生きる社会」の実現を目指し、人権施策を総合的に推進します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学校における人権教育の推進	○盲導犬体験教室事業（生涯学習課）
②人権教育指導者の育成	○人権教育推進教員研修会開催事業(学校教育課) ○人権教育指導者研修会開催事業（生涯学習課）
③人権啓発の推進	○人権尊重啓発標語・ポスター募集事業（生涯学習課） ○人権講演会開催事業（生涯学習課） ○赤間々会館維持管理事業（生涯学習課）

**基本目標3****「生きる力」を育み、互いに協力して未来を切り拓く児童生徒の育成**

教育環境の充実に努めながら、小中連携・一貫教育の推進を中核として、家庭・地域・関係機関とのつながりを強め、質の高い教育の実現を目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①確かな学力の育成	<input type="checkbox"/> 授業改善プラン事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小中一貫教育推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 地域人材活用事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 奨学金償還免除制度事業（教育総務課） <input type="checkbox"/> 小中学校の適正配置事業（教育総務課）
②児童生徒指導上の問題に対応した教育の推進	<input type="checkbox"/> 適応指導教室事業（学校教育課）
③登下校時の安全安心の確保	<input type="checkbox"/> 地域ぐるみの安全体制整備推進事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 通学費補助金交付事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> スクールバス運行業務の民間委託事業（学校教育課）
④特別支援教育の充実	<input type="checkbox"/> 特別支援教育推進事業（学校教育課）
⑤学校施設の整備	<input type="checkbox"/> 教育用 I C T機器導入事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 小学校校舎等維持管理事業（教育総務課） <input type="checkbox"/> 中学校校舎等維持管理事業（教育総務課） <input type="checkbox"/> 小中学校普通教室等エアコン整備事業（教育総務課）
⑥学校給食調理施設と調理体制の充実	<input type="checkbox"/> 学校栄養職員の配置事業（学校教育課） <input type="checkbox"/> 学校給食調理室の整備事業（学校教育課・教育総務課） <input type="checkbox"/> 学校給食調理業務の民間委託事業（学校教育課）

**基本目標4****保護者が安心して子育てができ、子どもたちが健やかに成長できる家庭教育力の向上**

全ての教育の出発点である家庭教育を、個々の家庭の努力のみに委ねることなく、その担い手である保護者の学びを支援することで家庭の教育力の向上を目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習機会の充実	○親力アップ子育てセミナー開催事業（生涯学習課） ○家庭教育学級開催事業（生学・日公・藤公・足公・栗公） ○就学児童保護者講演会講師派遣事業（生涯学習課） ○思春期子育てアドバイス講演会講師派遣事業（生涯学習課）
②人材の育成	○家庭教育指導者スキルアップ講座開催事業（生涯学習課）
③人材の活用	○家庭教育指導者活用事業（生学・日公・藤公・足公・栗公）
④情報提供や啓発活動の充実	○家庭教育リーフレット配布事業（生涯学習課） ○子育てあるある川柳募集事業（生涯学習課）

**基本目標5**

**市民一人ひとりの自己実現のための社会教育の充実**

魅力と活力にあふれたまちづくりを担える人材の育成と市民活動を支援するため、社会教育施設における学習の充実を図るとともに、計画的な施設整備に努めます。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①学習活動の支援	○日光学・わがまちきりり発見隊開催事業（生学・各地区公民館） ○ひかりの郷にっこう出前講座事業（中央公民館）
②公民館活動の充実	○公民館教室・講座実施事業（中央公民館他12館）
③社会教育関係団体の育成	○子ども会・PTAの活動支援事業（生学・今公・落公・豊公・大公・小公・日公・藤公・足公・栗公）
④図書館機能の充実	○図書館運営事業（生涯学習課） ○図書館指定管理事業（生涯学習課） 〔地域の図書館整備事業、移動図書館事業、イベント開催事業、子育て・家庭支援事業を含む〕 ○図書館情報システム事業（生涯学習課）
⑤読書活動の推進	○図書館指定管理事業〔ブックスタート事業を含む〕（生涯学習課） ○読書活動推進計画関連事業（生涯学習課）
⑥日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館における教育の推進	○学校移動博物館・館内社会科見学事業（文化財課） ○企画展開催事業（文化財課） ○「杉並木コーナー」展示充実事業（文化財課） ○郷土資料調査・保存事業（文化財課）
⑦公民館	○豊岡公民館整備事業（中央公民館） ○小来川公民館整備事業（日光公民館） ○三依公民館整備事業（藤原公民館）
⑧日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館	○日光市歴史民俗資料館・二宮尊徳記念館管理運営事業（文化財課）

**基本目標6**

**各種文化財の保存活用と地域に根ざした文化活動の促進**

市内に多数存在する文化財の保存と活用を推進するとともに、文化財保護体制をさらに充実させ、併せて保護思想の普及・啓発を図ります。  
 また、地域に根ざした文化の伝承や、新たな文化を創造するための機会を充実するとともに活発な文化芸術活動を推進することで、だれもが身近に文化に親しみ、豊かな心と潤いのある生活を実現した、文化の薫るまちを目指します。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①文化財調査などの促進	○名勝おくのほそ道の風景地保存管理計画策定事業（文化財課）
②文化財保護・活用	○市指定等文化財補助事業（文化財課） ○市指定文化財説明板改修事業（文化財課） ○文化財くん蒸事業（文化財課）
③文化財の保護思想の普及	○市指定文化財データベース公開事業（文化財課）
④世界遺産の保護対策	○気象データ採取及び観測機器等保守管理事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」保存活用協議会開催事業（文化財課） ○「史跡 日光山内」総合的学術調査実施事業（文化財課） ○世界遺産サミット開催事業（文化財課）
⑤足尾銅山の世界遺産登録推進事業	○文化財指定事業（文化財課） ○啓発事業（文化財課） ○構成資産等調査整備事業（文化財課） ○調査事業（文化財課） ○検討委員会開催事業（文化財課）
⑥伝承者や後継者の育成・支援	○日光フォトコンテスト開催事業（生涯学習課） ○日本の伝統芸術鑑賞教室開催事業（生涯学習課） ○市民文化祭開催事業（生涯学習課）
⑦文化団体の育成・支援	○文化協会活動支援事業（生涯学習課） ○民俗芸能保存団体活動支援事業（生涯学習課）
⑧文化施設での魅力あるイベントや展示の開催・充実	○日光美術館活用事業（生涯学習課） ○ふくろうの森手塚登久夫石彫館運営事業（生涯学習課） ○美術作品等収集事業（生涯学習課） ○美術作品等保存修復事業（生涯学習課）
⑨公共文化施設の適正な整備	○今市・日光・藤原文化会館改修事業（中央公民館）



**基本目標7****スポーツを通じて育む豊かなくらし**

広く多くの市民が生涯にわたりスポーツを通じて、心身の健康の保持増進や豊かな人間関係と地域コミュニティの形成を推進できるよう、多様なニーズやライフステージに応じたスポーツ活動の機会を確保・提供するため、スポーツ環境の整備に努めます。

**主要事業**

この目標に向けて実施予定の事業は次のとおりです。

主要事業	実施予定事業
①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブ育成事業（スポーツ振興課）</li> <li>○ニュースポーツ開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○競技別市民スポーツ大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○学校体育施設開放事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> <li>○体育協会等各種団体育成支援事業（スポーツ振興課）</li> </ul>
②スポーツ情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設予約・案内システム運用事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> </ul>
③競技スポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○日光杉並木マラソン大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○日光杯全日本女子中学・高校生アイスホッケー大会開催事業（スポーツ振興課）</li> <li>○競技スポーツ支援事業（スポーツ振興課）</li> </ul>
④特色あるスポーツの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ホッケー普及事業（スポーツ振興課）</li> <li>○スケート普及事業（スポーツ振興課・日光公民館）</li> </ul>
⑤スポーツ施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○社会体育施設運営事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> <li>○社会体育施設整備事業（スポーツ振興課・各地区公民館）</li> </ul>

## 小中学校の適正配置の進捗状況について

- 平成 28 年 6 月に「日光市立小中学校の適正配置に向けた基本的な考え方」を策定し、現在、適正配置を進めている。
- これまで、足尾中学校区及び東中学校区において、適正配置検討会を開催し、検討を進めてきたが、両校区とも平成 30 年 6 月に合意形成が図られた。
- 上記 2 校の適正配置について、平成 30 年第 7 回日光市教育委員会会議（平成 30 年 7 月 19 日開催）に諮り、議決された。

### 1 概要

#### （1）足尾中学校区

- 統合方法 足尾小学校及び足尾中学校の併設
- 統合時期 平成 34 年（2022）4 月 1 日
- 統合先 足尾小学校（足尾町赤沢 6 番 2 号）
- 特記事項
  - ・足尾小学校が完全複式学級となり、校舎の大規模改修が不要となる時期を考慮し、統合時期を設定
  - ・運動会等の行事においては、引き続き足尾中学校の校庭も使用
  - ・足尾中学校の跡地利用は、今後、管財課公共施設マネジメント推進室と連携を図りながら検討

#### （2）東中学校区

- 統合方法 野口小学校・所野小学校及び日光小学校の統合
- 統合時期 平成 32 年（2020）4 月 1 日
- 統合先 日光小学校（萩垣面 2390 番地 2）
- 特記事項
  - ・野口小学校及び所野小学校から日光小学校へ新たにスクールバスを運行
  - ・放課後児童クラブは、現在の場所で運営を継続  
(利用希望者の減少により、放課後児童クラブの統合もあり)
  - ・野口小学校及び所野小学校の跡地利用は、今後、管財課公共施設マネジメント推進室と連携を図りながら検討
  - ・現在、3 校校長及び市教委で統合準備会議を開催、統合に向け調整中

### 2 今後の予定

今後、以下の中学校区において、適正配置の検討を進める予定（市教委案）

学区	適正配置案	検討開始時期(目安)
日光中学校区	清滝小・安良沢小の統合、日光中との併設	平成 30 年度～
豊岡中学校区	第 1 案 大桑小・轟小・小百小の統合 第 2 案 上記+豊岡中との併設	平成 31 年度～
小林中学校区	小林小・小林中の併設	平成 32 年度～

1 背景

本市の財政状況は・・・

(歳入面) 人口の減少や高齢化、市町村合併に伴う国の財政支援措置の終了  
市税の減少、普通交付税の合併算定替の終了など  
一般財源の確保が困難な状況

(歳出面) ◇ 高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増加  
◇ 合併特例債を活用した事業などによる公債費の増加

+

新たな課題への対応  
(公共施設マネジメント計画に基づく公共施設の統廃合や長寿命化の推進など)

↓

財政運営の厳しさが増大

2 策定目的等

総合計画の実現 + 持続可能な行政経営の推進

↓

長期的な視点に立った収支見通しの策定の必要性

↓

財政上の指針として活用

↓

歳入に見合った歳出構造とする財政基盤の確立

※収支見通しの位置づけ

職員・議会・市民との間で認識の共有化を図りながら、総合計画を財政的視点から補完することにより、計画の実効性を高め、次期総合計画の策定における財政上の参考とする。

3 推計方法等

◇ 推計期間

平成30年度から平成42年度までの13年間  
(第3次日光市総合計画前期基本計画期間終了まで)

◇ 前提条件

- (1) 現行制度及び現時点で判明している制度改正等を踏まえ推計
- (2) 平成31年10月からの消費税引き上げを見込み推計
- (3) 平成27年8月に策定した「日光市人口ビジョン」において推計した将来人口を踏まえ推計
- (4) 平成29年度の決算を踏まえ、歳入・歳出それぞれの項目ごとに推計

※本推計は、今後の収支の増減の要因を考慮しつつ、一定の仮定に基づいて試算したものであり、今後の状況の変化を反映するため定期的に見直し(ローリング)を図っていくものとする。

4 歳入項目のシミュレーション

◇ 歳入(主なもの)

- 市税  
税目ごとに過去の実績や平成29年度決算額をベースに人口減少等の影響により減少傾向で推移
- 地方譲与税及び交付金  
・地方消費税交付金……消費税引き上げにより平成32年度までは増加、その後は減少傾向で推移  
・自動車取得税交付金……平成31年10月の消費税10%への引き上げに伴い廃止  
・その他の交付金等……平成29年度決算額及び平成30年度の地方財政計画をベースに横ばいあるいは微減で推移
- 地方交付税  
・普通交付税……合併特例債、臨時財政対策債の償還における公債費の事業費補正の影響により平成35年度までは増加、その後は事業費補正分が減額に転じることから、減少傾向で推移  
・特別交付税……12億円～13億円程度で推移するものとして推計
- 国・県支出金  
歳出における扶助費や普通建設事業に対する事業費に連動し、減少傾向で推移
- 繰入金  
・各年度における財源調整として財政調整基金の取り崩しを計上  
・公債費償還の財源として減債基金の取り崩しを計上  
・公共施設マネジメント計画に基づく施設の統廃合や長寿命化事業の財源として合併振興基金の取り崩しを計上
- 市債  
・臨時財政対策債……平成30年度算定額ベースで推移するものとして推計  
・普通建設事業分  
▶平成34年度まで……現行制度を前提に最新の事業計画に基づき推計  
▶平成35年度以降……事業費の縮小に伴い減少傾向で推移

【歳入】

区分	第2次日光市総合計画 前期基本計画期間					第2次日光市総合計画 後期基本計画期間					第3次日光市総合計画 前期基本計画期間				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
市税	13,334	13,534	13,473	13,438	13,391	13,323	13,286	13,192	13,115	13,019	12,912	12,816	12,730	12,630	12,530
地方譲与税及び交付金	2,217	2,333	2,404	2,559	2,671	2,636	2,604	2,571	2,539	2,506	2,477	2,445	2,415	2,385	2,356
地方交付税	9,920	9,683	9,312	9,554	9,669	9,756	9,745	9,751	9,575	9,420	9,324	9,235	9,107	8,901	8,760
国・県支出金	7,766	7,356	7,513	7,001	7,265	7,121	7,010	6,999	6,988	6,953	6,850	6,830	6,810	6,790	6,770
繰入金	698	703	1,096	826	867	1,420	1,420	1,342	1,343	1,320	852	236	170	170	170
地方債	5,702	8,213	8,828	4,902	5,257	5,193	3,818	2,854	2,854	2,854	2,577	2,577	2,577	2,577	2,577
その他	5,049	4,666	5,399	4,546	4,101	3,697	3,617	3,528	3,396	3,308	3,264	3,199	3,158	3,158	3,158
歳入合計	44,686	46,488	48,025	42,826	43,221	43,146	41,500	40,237	39,810	39,380	38,256	37,338	36,967	36,611	36,321

- ◇ 主要な一般財源である市税及び譲与税・交付金・交付税が減少  
(H29) 255億円 → (H42) 236億円 (△ 19億円、△ 7.5%)
- ◇ 特定財源である国・県支出金及び市債は歳出の縮小に伴い減少  
(H29) 156億円 → (H42) 94億円 (△ 62億円、△ 39.7%)

5 歳出項目のシミュレーション

◇ 歳出(主なもの)

- 義務的経費  
・人件費……平成32年度の会計年度任用職員制度導入により一時的に増加し、その後は職員数の削減などにより、減少傾向で推移  
・扶助費……過去の実績をベースに老年人口がピークを迎える平成32年度まで増加し、その後は減少傾向で推移  
・公債費……今後の市債発行見込額を積み上げて推計し、平成35年度をピークにその後は減少傾向で推移
- 普通建設事業費  
平成34年度までは……想定される建設事業を計上  
平成35年度～37年度までは……30億円程度の事業費の規模で推移  
平成38年度～42年度までは……25億円程度の事業費の規模で推移
- 物件費  
財政健全化に向けた歳出の削減や公共施設マネジメント計画に基づく公共施設の統廃合などによる影響を反映し、減少傾向で推移
- 繰入金  
各特別会計における公債費の償還状況や事業費の見込額を勘案して推計し、平成32年度をピークに減少傾向で推移

【歳出】

区分	第2次日光市総合計画 前期基本計画期間					第2次日光市総合計画 後期基本計画期間					第3次日光市総合計画 前期基本計画期間				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
人件費	8,369	8,163	8,095	8,035	8,175	8,125	8,075	8,025	7,975	7,925	7,875	7,825	7,775	7,725	7,675
扶助費	6,979	7,013	6,838	6,882	6,925	6,899	6,872	6,845	6,819	6,793	6,754	6,717	6,679	6,641	6,604
公債費	4,956	5,067	5,265	5,689	5,840	6,082	6,261	6,286	6,094	5,856	5,641	5,502	5,337	4,879	4,528
物件費	6,591	6,760	6,907	6,870	6,865	6,745	6,705	6,735	6,695	6,655	6,605	6,565	6,525	6,485	6,445
繰出金	4,222	4,225	4,385	4,436	4,468	4,416	4,404	4,392	4,380	4,368	4,352	4,330	4,313	4,297	4,280
普通建設事業費	6,695	8,493	10,062	4,867	5,617	5,638	4,121	3,050	3,050	3,050	2,530	2,530	2,530	2,530	2,530
その他	5,085	5,136	5,300	5,124	4,812	4,782	4,692	4,666	4,647	4,627	4,458	4,444	4,429	4,415	4,401
歳出合計	42,896	44,857	46,852	41,903	42,702	42,687	41,130	39,999	39,660	39,274	38,215	37,913	37,588	36,972	36,463

- ◇ 人件費や扶助費、公債費などの義務的経費の減少  
○ 人件費 (H29) 82億円 → (H42) 77億円 (△ 5億円、△ 6.1%)  
○ 扶助費 (H29) 70億円 → (H42) 66億円 (△ 4億円、△ 5.7%)  
○ 公債費 (H29) 51億円 → (H42) 45億円 (△ 6億円、△ 11.8%)  
計 (H29) 203億円 → (H42) 188億円 (△ 15億円、△ 7.4%)

6 収支の見通し

区分	第2次日光市総合計画 前期基本計画期間					第2次日光市総合計画 後期基本計画期間					第3次日光市総合計画 前期基本計画期間				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
歳入	44,686	46,488	48,025	42,826	43,221	43,146	41,500	40,237	39,810	39,380	38,256	37,338	36,967	36,611	36,321
歳出	42,896	44,857	46,852	41,903	42,702	42,687	41,130	39,999	39,660	39,274	38,215	37,913	37,588	36,972	36,463
形式収支	1,790	1,631	1,173	923	519	459	370	238	150	106	41	△ 575	△ 621	△ 361	△ 142
収支不足累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△ 575	△ 1,196	△ 1,557	△ 1,699

- ◇ 平成38年度までの形式収支は、財政調整基金や減債基金、合併振興基金の取り崩しにより黒字となるものの、年々その額は減少傾向で推移
- ◇ 平成39年度には収支が逆転
- ◇ 平成42年度までの累積収支不足額は約17億円となる見込み

日光市長期財政の収支見通しについて(平成30年度～平成42年度)【概要版】(その2)

7 主な基金残高(市の貯金)の推移

【年度別基金残高】 (単位:百万円)

区 分	第2次日光市総合計画 前期基本計画期間					第2次日光市総合計画 後期基本計画期間					第3次日光市総合計画 前期基本計画期間				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
財政調整基金残高	4,062	3,762	3,362	2,962	2,562	2,062	1,562	1,062	562	62	0	0	0	0	0
減債基金残高	1,169	1,169	1,169	1,169	1,169	969	769	569	369	169	0	0	0	0	0
合併振興基金残高	3,452	3,358	3,266	3,016	2,766	2,316	1,866	1,416	966	516	66	0	0	0	0

◇今後も収支不足などを補うため取崩しが必要となり枯渇する懸念

- 財政調整基金 (H29) 41億円 → (H38) 0億円
- 減債基金 (H29) 12億円 → (H38) 0億円
- 合併振興基金 (H29) 34億円 → (H39) 0億円

8 市債残高(市の借金)の推移

【年度別市債残高】 (単位:百万円)

区 分	第2次日光市総合計画 前期基本計画期間					第2次日光市総合計画 後期基本計画期間					第3次日光市総合計画 前期基本計画期間				
	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
市債年度末残高	54,885	58,415	62,317	61,802	61,126	58,330	55,250	52,119	49,155	46,409	43,588	40,938	38,478	36,466	34,788
うち臨財債	20,422	20,681	20,724	20,643	20,462	20,251	20,007	19,774	19,630	19,487	19,320	19,190	19,112	19,115	19,166
うち合併特例債	19,870	22,304	26,321	26,251	25,183	22,934	20,602	18,277	16,089	14,159	12,332	10,655	9,146	7,866	6,772
うち通常債	14,593	15,430	15,272	14,908	15,481	15,145	14,641	14,068	13,436	12,763	11,936	11,093	10,220	9,485	8,850

◇今後の市債残高は、平成30年度をピークに還減

- 臨時財政対策債 (H29) 207億円 → (H42) 192億円 (△ 15億円、△ 7.2%)
- 合併特例債 (H29) 223億円 → (H42) 68億円 (△ 155億円、△ 69.5%)
- 通常債 (H29) 154億円 → (H42) 89億円 (△ 65億円、△ 42.2%)

9 今後の財政運営の基本的な考え方

◇市民の皆様にも市の財政状況をお知らせし、市政への関心・理解を深めてもらうことが重要

◇『強い日光創り』に向けた取組を推進し、財政運営の透明性の確保に努めていくことが必要

【強い日光創りに向けた取組事例】

(1) 歳入の確保	① 徴収率・収納率の向上	② 受益者負担の適正化
	③ 未利用財産の処分及び利活用	④ 新たな財源の確保
	⑤ 財政調整基金の恒常的な取崩し抑制と一定規模の残高の確保	
(2) 歳出の抑制	① 職員人件費の抑制	② 経常経費の総額抑制
	③ 補助金の整理合理化	④ 特別会計繰出金の適正化
	⑤ 市単独建設事業(インフラ整備)の総量圧縮	⑥ 公共施設マネジメント計画の早期実現
	⑦ 既存事業の廃止・統廃合を含めた整理	⑧ 新規事業創設の際の財源確保 (既存事業の廃止・縮小、または新たな歳入確保により実施)
(3) その他	① わかりやすい財政状況の提供	② 市債残高の圧縮 (償還元金ベースでのプライマリーバランス)

# 文化会館等3施設についての市の考え方をご説明します。

## 《集約検討対象施設》

日光総合会館(昭和47年築)



延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	階数	耐震化 (Is値)	席数
5,679	RC	地上2 地下1	未実施 (0.65)	868

いずれも老朽化が進む  
1000人規模の  
ホール機能を有した  
文化会館施設



藤原総合文化会館(昭和48年築)



延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	階数	耐震化 (Is値)	席数
3,158	RC	地上3 地下1	未実施 (0.4)	1222

今市文化会館(昭和51年築)



延床面積 (m <sup>2</sup> )	構造	階数	耐震化 (Is値)	席数
3,742	SRC	地上4 地下1	実施済み	1066

## 《現状・課題》

- ◆人口8万3千人の市が1,000人規模のホール機能を有する老朽化した施設を3つ保有している。
- ◆ホール機能を有する施設は、更新（改修・建替費用）に伴う事業費や、施設の維持管理費（光熱水費等）も含め多額な費用が必要になる。
- ◆今後も今までと同じように文化会館施設等を維持していくことは、財政的に非常に困難である。

## 《対応》

- ◆各施設が整備されてきた背景、地域発展に寄与してきた歴史的な価値や存在意義等も認識した上で、直近に迫る各施設の更新時期を見据え、1館に集約することを前提に、集約の仕方等を平成28年度から市役所内部で検討してきました。

## 《検討結果》

**STEP1: 低利用かつ未耐震である日光総合会館と藤原総合文化会館の早期廃止について調整します。**

**STEP2: 新たな文化会館施設整備のあり方については、平成30年度中を目途に庁内の考え方を調整します。**

## 集約に向けた各施設スケジュール（案）※最短の場合

	H30	H31	H32	H33
今市文化会館	改修or建替に向けた検討調整	工事実施設計	工事	
日光総合会館 藤原総合文化会館	跡地活用に向けた検討・調整			施設解体／跡地整備

※日光、藤原の施設廃止後の跡地利用については、地元要望並びに民間の発想、資金等の活用も視野に入れた検討調整を行う。

### 【留意点】

- ✓ 上記スケジュールは、ホール機能の利用空白期間が生じないように考慮しながら、全てを順調に進められた場合、考えられる最短のスケジュールを示したものです。
- ✓ 規模が大きな施設ですので、財源上も整備上の影響等もあると考えられることから、再度精査した上で、スケジュールは変動する可能性があります。

## STEP 1 の判断に至った経緯、理由等についてご説明します。

**Q なぜ、今、日光総合会館と藤原総合文化会館を廃止の対象と考えているの？**

【物理的状況】建物の状態から評価すると・・・

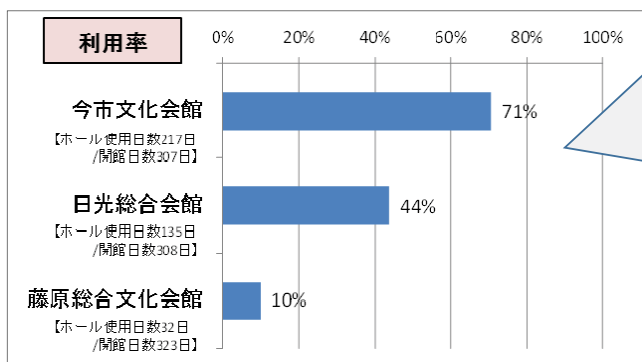
	建築年度	築後年	延床面積 (㎡)	構造	階数	耐震化 (Is値)	席数
今市文化会館	1976	42	3,742	SRC	地上4、地下1	実施済み	1,066
日光総合会館	1972	46	5,679	RC	地上2、地下1	未実施 (0.65)	868
藤原総合文化会館	1973	45	3,158	RC	地上3、地下1	未実施 (0.4)	1,222

### 《現状と課題》

- ☞ 3館とも建築後40年以上を経過し、建物や設備等の更新時期となっている。
- ☞ 「日光」と「藤原」は、社会教育施設等として使用する官庁施設に求める国の耐震基準を満たしていない。

既存施設のいずれかを改修して使用する場合、未耐震施設については、長寿命化のための改修と合わせ耐震化の工事が必要になることから、日光、藤原を集約先として選択することは難しい。

## 【利用状況】



(利用状況はH27年度調査結果)

## 《現状と課題》

●ホールの入場者数別利用状況（平成23年度～平成27年度の5年間の平均）

	今市文化会館	日光総合会館	藤原総合文化会館	計
1000人以上	13件	3件	1件	17件
400人以上1000人未満	29件	9件	5件	43件
400人未満	128件	111件	31件	270件

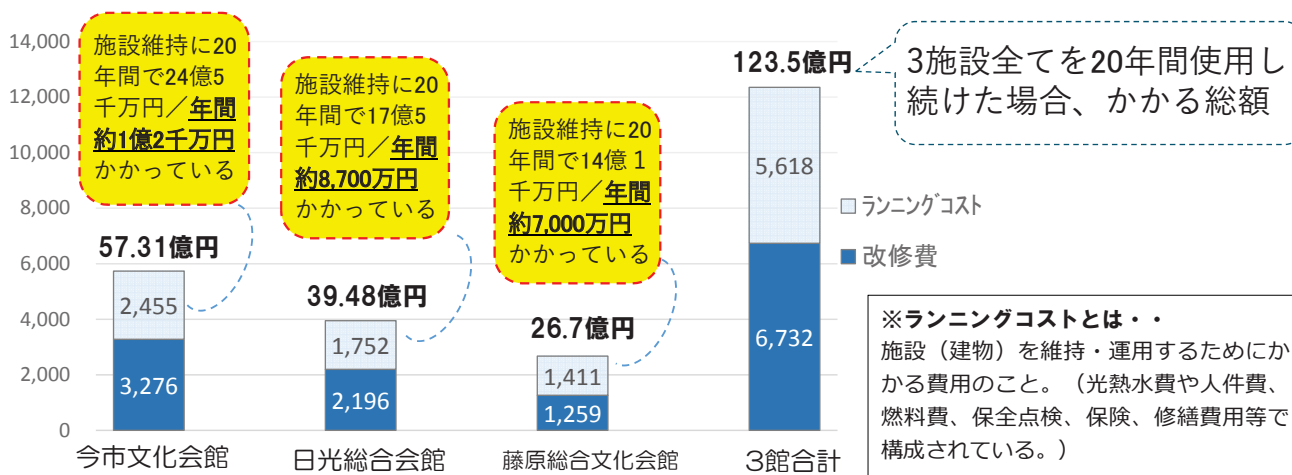
➤ 3施設全体、施設ごとの利用でも400人以上から1,000人の規模の利用については、約5%に満たない。

400人未満の利用件数の中には、学校吹奏楽の練習、講演等のリハーサルや準備等少人数での利用も1件とカウントしています。

- ① 現利用状況や将来的な人口予測等を考慮し、1000人規模の施設3つを維持する必要性が低い。
- ② 3つのうち、日光、藤原のホール利用率は、近年低い状況にあるため、施設保有のあり方を見直すべき。

## 【コスト状況】 施設改修費と維持管理費を含めた費用面から考察すると・・・

○既存文化会館等を今後20年間維持・改修等した場合のトータルコスト（単位：百万円）



《現状と課題》 施設の改修費等更新費用＋維持管理費用が高額となる。

施設を使用している間は、多くの施設維持費用がかかり続けることを考慮すると、「早期に施設機能を集約」することで「維持管理費用の削減効果」が高まる。

## Q 利用率が低いとは言っても、今利用しているものはどうするの？

日光総合会館、藤原総合文化会館の主な代替施設として、以下のような既存施設を想定しています。

・ホール利用の行事・イベントの代替	■ 今市文化会館大ホール ■ 中央公民館中ホール ■ ニコニコ本陣多目的ホール ■ 日光体育館 ■ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）内コンベンションホール
・会議、講演等利用の代替	【日光地域】 ■ 日光行政センター内会議室 ■ 交流促進センター研修室 ■ 日光消防署2階会議室 等 ■ 田母沢御用邸研修ホール（県有施設） 【藤原地域】 ■ 藤原行政センター内会議室、 ■ 民間宿泊施設（ホテル・旅館等）

（※この他、今後の具体的な調整の中で、更なる代替可能施設の調整等を行い、利用者へ周知して参ります。）

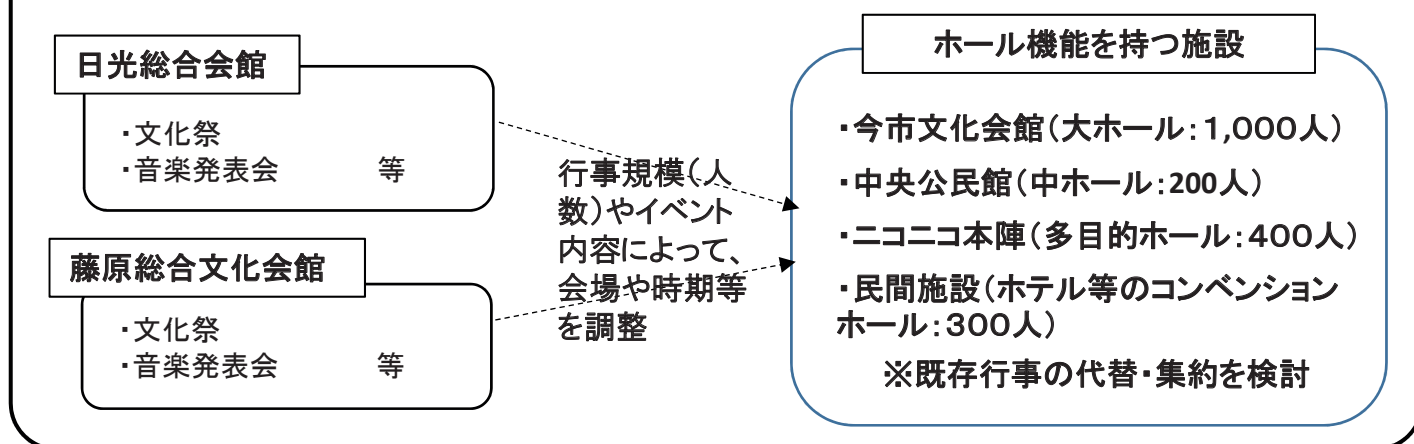


＜文化会館施設の廃止を想定した文化事業等の会場並びに行事の調整について＞

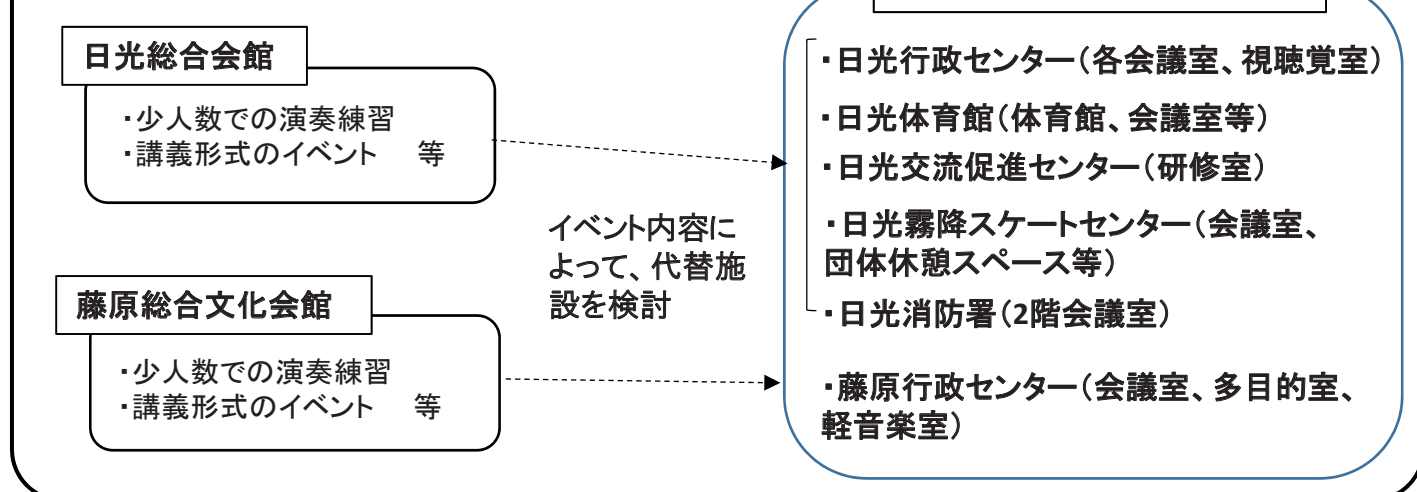
行政経営部管財課公共施設マネジメント推進室

- 市内3文化会館等施設については、機能の1館集約を前提に検討を進めてきたなかで、物理的状況、利用状況、コスト状況等を鑑み、市としては、日光・藤原を早急に廃止する方向で調整を進めることとしました。
- このため、日光・藤原の文化会館等施設を廃止したい旨の市の考え方を地域市民の皆様へ説明したところです。
- ◆ 具体的な廃止時期等については、市民の皆様のご意見等により、調整しながら手続きを進めることとなりますが、現時点では、平成32年3月末（平成31年度末）廃止を仮定して説明を行っています。
- 今後の調整により、施設廃止の時期が若干遅れる可能性はありますが、平成31年度中は現状どおり利用は可能です。
- 現在、廃止を想定する各施設で開催しているイベント・行事等については、今年度の時点から平成32年4月には施設が利用できなくなると想定して、代替会場の調整と合わせ、地域間の行事開催時期等の調整を行っていただく必要があると考えています。

◆ホール機能での開催が必要な文化事業やイベント



◆ホール機能でなくても可能なイベント



2018年11月19日平成30年度第2回日光市総合教育会議資料